

建設工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）の運用の拡充について

建設工事請負契約約款第26条第5項（単品スライド）の運用について、地域や工事の内容によっては、原材料費の高騰により鋼材類や燃料油以外の主要な工事材料についても価格が著しく上昇し、請負代金額が不相当となるおそれがあると認められることから、当分の間、下記のとおり単品スライド条項の運用を拡充することとします。

なお、この通知に基づき単品スライド条項を適用しようとする場合は、事前に担当課と協議を行って下さい。

記

- 対象品目：鋼材類及び燃料油以外の主要工事材料のうち、原油価格の高騰等の特別な要因による価格の著しい上昇が認められるもの
- 適用開始日：平成27年11月1日
- 対象工事：適用開始日以降で施工中または新規発注工事